様式第二号の八（第八条の四の五関係）

（第１面）

産業廃棄物処理計画書

2026年　6月　5日

（あて先）豊中市長

提出者
住　所　大阪府豊中市北桜塚４丁目１１番１８号

氏　名　豊中市上下水道局
豊中市上下水道事業管理者　吉田　久芳

（法人にあっては、名称及び代表者の氏名）

電話番号　06-6858-2911

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条第９項の規定に基づき、産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画を作成したので、提出します。

事業場の名称	猪名川流域下水道事務所
事業場の所在地	豊中市原田西町１番１号
計画期間	令和８年４月１日～令和９年３月３１日

当該事業場において現に行っている事業に関する事項

①事業の種類	３６：水道業
②事業の規模	処理水量：111,047,643㎥/年（令和７年度）
③従業員数	４４人
④産業廃棄物の一連の処理の工程	別紙１，２のとおり

（日本産業規格　A列４番）

産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項

（管理体制図）
別紙３，４のとおり

産業廃棄物の排出の抑制に関する事項

①現状

【前年度（令和７年度）実績】

産業廃棄物の種類	①下水汚泥(再資源化)処理後ばいじん	②下水汚泥(大阪)処理後ばいじん
排　出　量	2,122,672　t	215,540　t

（これまでに実施した取組）

②計画

【目標】

産業廃棄物の種類	①下水汚泥(再資源化)処理後ばいじん	②下水汚泥(大阪)処理後ばいじん
排　出　量	2,025,720　t	292,523　t

（今後実施する予定の取組）
処理場として下水処理工程で発生する下水汚泥は、発生抑止による減量は出来ない。汚泥処理工程での減量化に努める。

産業廃棄物の分別に関する事項

①現状

（分別している産業廃棄物の種類及び分別に関する取組）
産業廃棄物の種類ごとに発生工程が別系統になっており、分別の必要はなし。

②計画

（今後分別する予定の産業廃棄物の種類及び分別に関する取組）

産業廃棄物の排出の抑制に関する事項

①現状

③下水汚泥（尼崎）処理後ばいじん	④下水汚泥（再資源化）処理後燃え殻	⑤下水汚泥（下水沈砂）大阪	⑥下水汚泥（下水沈砂）
236,519　t	60　t	220　t	0　t

②計画

③下水汚泥（尼崎）処理後ばいじん	④下水汚泥（再資源化）処理後燃え殻	⑤下水汚泥（下水沈砂）大阪	⑥下水汚泥（下水沈砂）
270,584　t	160　t	400　t	100　t

産業廃棄物の排出の抑制に関する事項

①現状

⑦蛍光灯	⑧廃プラスチック		
0.41　t	3.28　t	t	t

②計画

⑦蛍光灯	⑧廃プラスチック		
0.35　t	10.00　t	t	t

自ら行う産業廃棄物の再生利用に関する事項

①現状

【前年度（令和６年度）実績】

産業廃棄物の種類	①下水汚泥(再資源化)処理後ばいじん	②下水汚泥(大阪)処理後ばいじん
自ら再生利用を行った産業廃棄物の量	0 t	0 t

（これまでに実施した取組）

②計画

【目標】

産業廃棄物の種類	①下水汚泥(再資源化)処理後ばいじん	②下水汚泥(大阪)処理後ばいじん
自ら再生利用を行った産業廃棄物の量	0 t	0 t

（今後実施する予定の取組）

自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項

①現状

【前年度（令和７年度）実績】

産業廃棄物の種類	①下水汚泥(再資源化)処理後ばいじん	②下水汚泥(大阪)処理後ばいじん
自ら熱回収を行った産業廃棄物の量	2,122,672 t	215,540 t
自ら中間処理により減量した産業廃棄物の量	2,120,668 t	215,336 t

（これまでに実施した取組）

②計画

【目標】

産業廃棄物の種類	①下水汚泥(再資源化)処理後ばいじん	②下水汚泥(大阪)処理後ばいじん
自ら熱回収を行った産業廃棄物の量	2,025,720 t	292,523 t
自ら中間処理により減量した産業廃棄物の量	2,022,950 t	292,123 t

（今後実施する予定の取組）

自ら行う産業廃棄物の再生利用に関する事項

①現状

③下水汚泥(尼崎)処理後ばいじん	④下水汚泥(再資源化)処理後燃え殻	⑤下水汚泥(下水沈砂)大阪	⑥下水汚泥(下水沈砂)
0 t	0 t	0 t	0 t

②計画

③下水汚泥(尼崎)処理後ばいじん	④下水汚泥(再資源化)処理後燃え殻	⑤下水汚泥(下水沈砂)大阪	⑥下水汚泥(下水沈砂)
0 t	0 t	0 t	0 t

自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項

①現状

③下水汚泥(尼崎)処理後ばいじん	④下水汚泥(再資源化)処理後燃え殻	⑤下水汚泥(下水沈砂)大阪	⑥下水汚泥(下水沈砂)
236,519 t	0 t	0 t	0 t
236,296 t	0 t	0 t	0 t

②計画

③下水汚泥(尼崎)処理後ばいじん	④下水汚泥(再資源化)処理後燃え殻	⑤下水汚泥(下水沈砂)大阪	⑥下水汚泥(下水沈砂)
270,584 t	0 t	0 t	0 t
270,214 t	0 t	0 t	0 t

自ら行う産業廃棄物の再生利用に関する事項

①現状

⑦蛍光灯	⑧廃プラスチック		
0 t	0 t	t	t

②計画

⑦蛍光灯	⑧廃プラスチック		
0 t	0 t	t	t

自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項

①現状

⑦蛍光灯	⑧廃プラスチック		
0 t	0 t	t	t
0 t	0 t	t	t

②計画

⑦蛍光灯	⑧廃プラスチック		
0 t	0 t	t	t
0 t	0 t	t	t

自ら行う産業廃棄物の埋立処分又は海洋投入処分に関する事項

①現状

【前年度（令和７年度）実績】

産業廃棄物の種類	①下水汚泥(再資源化)処理後ばいじん	②下水汚泥(大阪)処理後ばいじん
自ら埋立処分又は海洋投入処分を行った産業廃棄物の量	0 t	0 t

（これまでに実施した取組）

②計画

【目標】

産業廃棄物の種類	①下水汚泥(再資源化)処理後ばいじん	②下水汚泥(大阪)処理後ばいじん
自ら埋立処分又は海洋投入処分を行う産業廃棄物の量	0 t	0 t

（今後実施する予定の取組）

産業廃棄物の処理の委託に関する事項

①現状

【前年度（令和７年度）実績】

産業廃棄物の種類	①下水汚泥(再資源化)処理後ばいじん	②下水汚泥(大阪)処理後ばいじん
全処理委託量	2,004 t	204 t
優良認定処理業者への処理委託量	2004 t	0 t
再生利用業者への処理委託量	2004 t	0 t
認定熱回収業者への処理委託量	0 t	0 t
認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者	0 t	0 t

（これまでに実施した取組）

自ら行う産業廃棄物の埋立処分又は海洋投入処分に関する事項

①現状

③下水汚泥（尼崎）処理後ばいじん	④下水汚泥（再資源化）処理後燃え殻	⑤下水汚泥（下水沈砂）大阪	⑥下水汚泥（下水沈砂）
0　t	0　t	0　t	0　t

②計画

③下水汚泥（尼崎）処理後ばいじん	④下水汚泥（再資源化）処理後燃え殻	⑤下水汚泥（下水沈砂）大阪	⑥下水汚泥（下水沈砂）
0　t	0　t	0　t	0　t

産業廃棄物の処理の委託に関する事項

①現状

③下水汚泥（尼崎）処理後ばいじん	④下水汚泥（再資源化）処理後燃え殻	⑤下水汚泥（下水沈砂）大阪	⑥下水汚泥（下水沈砂）
223　t	60　t	220　t	0　t
0　t	60　t	0　t	0　t
0　t	60　t	0　t	0　t
0　t	0　t	0　t	0　t
0　t	0　t	0　t	0　t

自ら行う産業廃棄物の埋立処分又は海洋投入処分に関する事項

①現状

⑦蛍光灯	⑧廃プラスチック		
0　t	0　t	t	t

②計画

⑦蛍光灯	⑧廃プラスチック		
0　t	0　t	t	t

産業廃棄物の処理の委託に関する事項

①現状

⑦蛍光灯	⑧廃プラスチック		
0.41　t	3.28　t	t	t
0.41　t	3.28　t	t	t
0　t	0　t	t	t
0　t	0　t	t	t
0　t	0　t	t	t

<table>
<tr><td></td><td>②計画</td><td>【目標】
<table>
<tr><td>産業廃棄物の種類</td><td>①下水汚泥（再資源化）処理後ばいじん</td><td>②下水汚泥（大阪）処理後ばいじん</td></tr>
<tr><td>全処理委託量</td><td>2,770　t</td><td>400　t</td></tr>
<tr><td>優良認定処理業者への処理委託量</td><td>2,770　t</td><td>0　t</td></tr>
<tr><td>再生利用業者への処理委託量</td><td>2,770　t</td><td>0　t</td></tr>
<tr><td>認定熱回収業者への処理委託量</td><td>0　t</td><td>0　t</td></tr>
<tr><td>認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量</td><td>0　t</td><td>0　t</td></tr>
</table>
（今後実施する予定の取組）
下水汚泥処理後ばいじん、燃え殻をセメント工場で原材料として有効利用することで、再資源化を引き続き実施する。</td></tr>
<tr><td colspan="2">※事務処理欄</td><td></td></tr>
</table>

②計画

③下水汚泥（尼崎）処理後ばいじん	④下水汚泥（再資源化）処理後燃え殻	⑤下水汚泥（下水沈砂）大阪	⑥下水汚泥（下水沈砂）
370　t	160　t	400　t	100　t
0　t	160　t	0　t	0　t
0　t	160　t	0　t	0　t
0　t	0　t	0　t	0　t
0　t	0　t	0　t	0　t

②計画

⑦蛍光灯	⑧廃プラスチック		
0.35　t	10　t	t	t
0.35　t	10　t	t	t
0　t	0　t	t	t
0　t	0　t	t	t
0　t	0　t	t	t

備考

１　前年度の産業廃棄物の発生量が1,000トン以上の事業場ごとに１枚作成すること。

２　当該年度の６月30日までに提出すること。

３　当該事業場において現に行っている事業に関する事項」の欄は、以下に従って記入すること。

(1) ①欄には、日本標準産業分類の区分を記入すること。

(2) ②欄には、製造業の場合における製造品出荷額（前年度実績）、建設業の場合における元請完成工事高（前年度実績）、医療機関の場合における病床数（前年度末時点）等の業種に応じ事業規模が分かるような前年度の実績を記入すること。

(3) ④欄には、当該事業場において生ずる産業廃棄物についての発生から最終処分が終了するまでの一連の処理の工程（当該処理を委託する場合は、委託の内容を含む。）を記入すること。

４　「自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、自ら中間処理を行うに際して熱回収を行った場合における熱回収を行った産業廃棄物の量と、自ら中間処理を行うことによって減量した量について、前年度の実績、目標及び取組を記入すること。

５　「産業廃棄物の処理の委託に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、全処理委託量を記入するほか、その内数として、優良認定処理業者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第６条の11第２号に該当する者）への処理委託量、処理業者への再生利用委託量、認定熱回収施設設置者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の３の３第１項の認定を受けた者）である処理業者への焼却処理委託量及び認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量について、前年度実績、目標及び取組を記入すること。

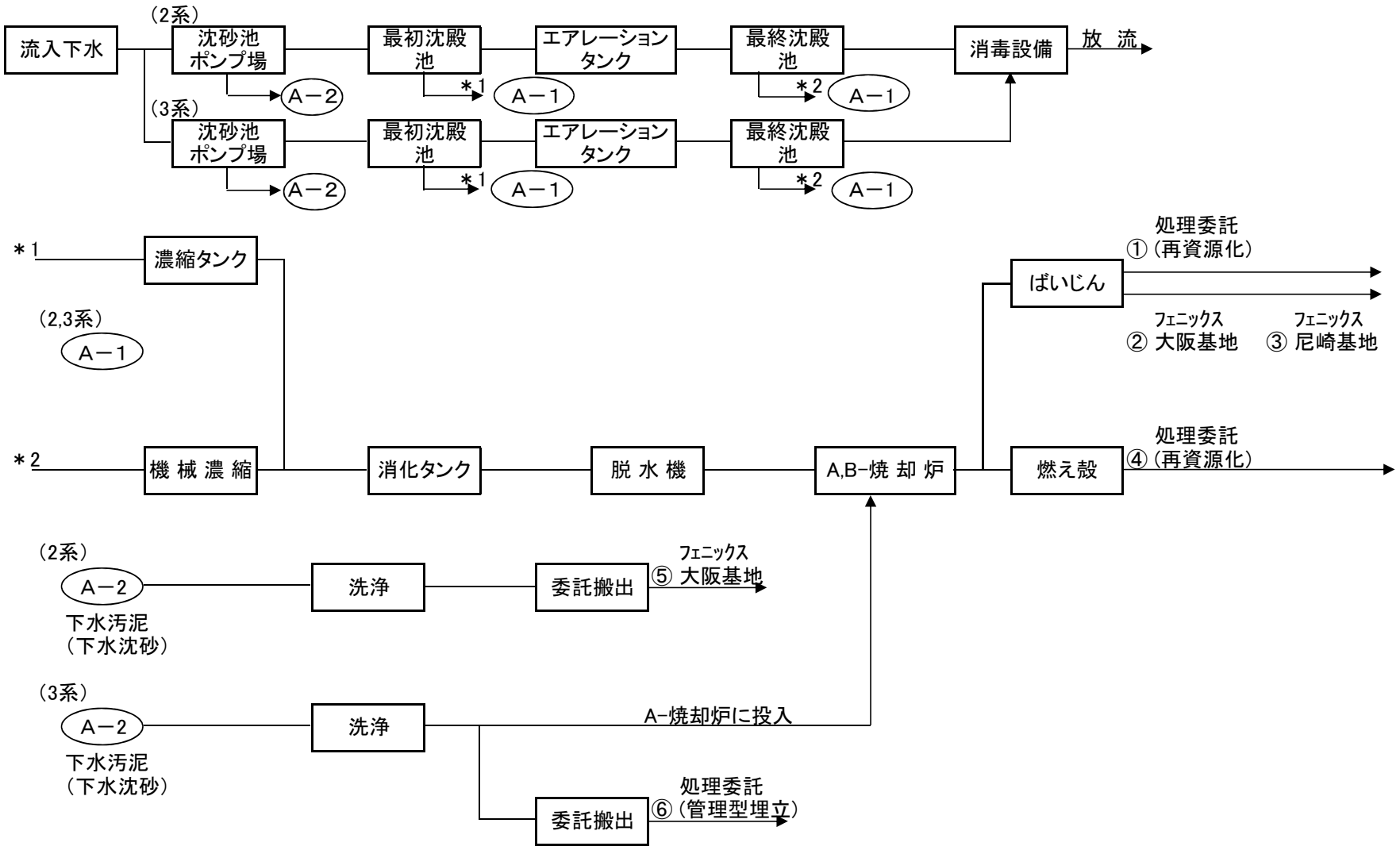
６　それぞれの欄に記入すべき事項の全てを記入することができないときは、当該欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、産業廃棄物の種類が３以上あるときは、前年度実績及び目標の欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、それぞれの欄に記入すべき事項がないときは、「―」を記入すること。

７　※欄は記入しないこと。

発 生 工 程 フ ロ ー シ ー ト

猪名川流域下水道原田処理場

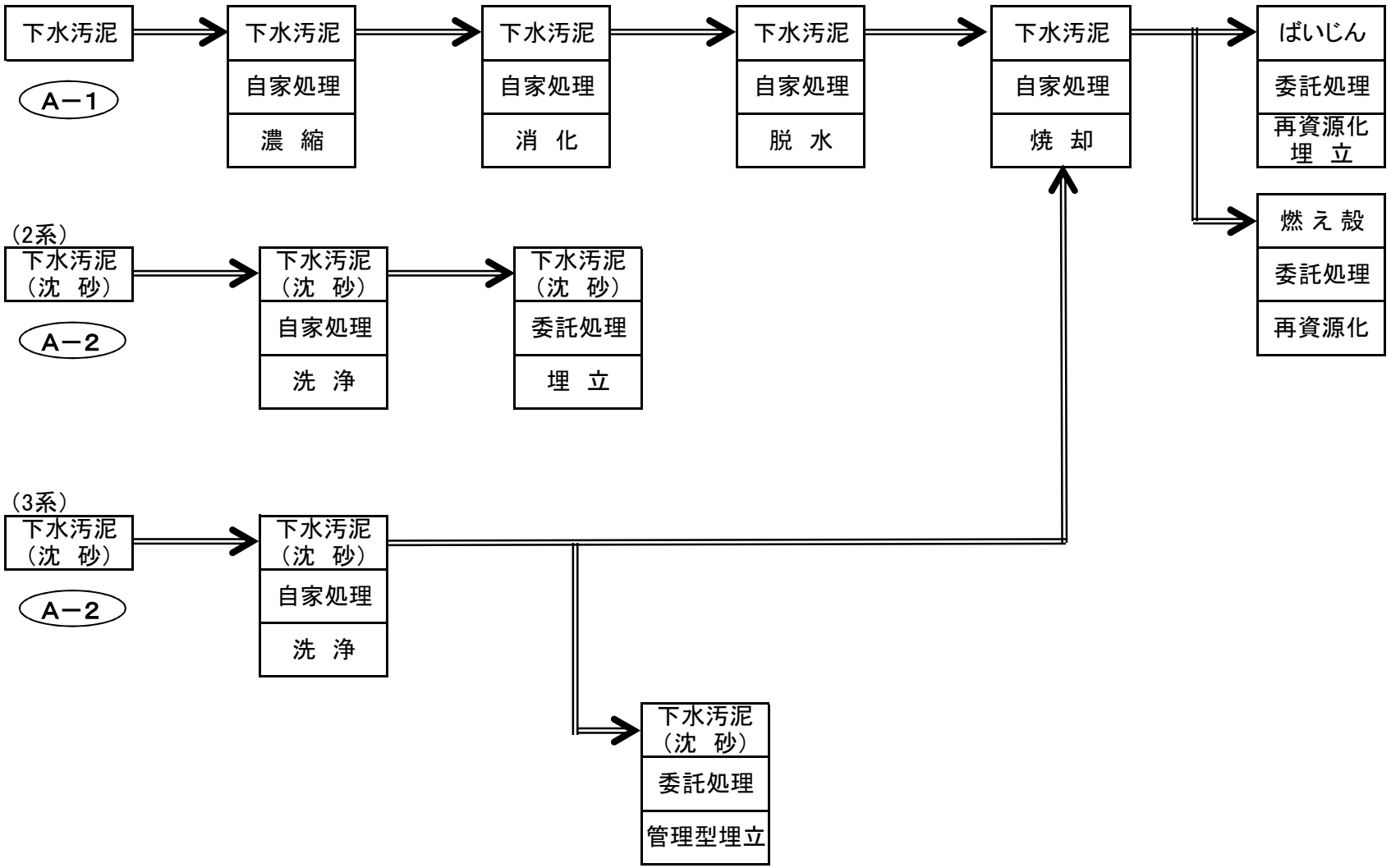
（別紙1）



（別紙2）

処 理 工 程 フ ロ ー シ ー ト

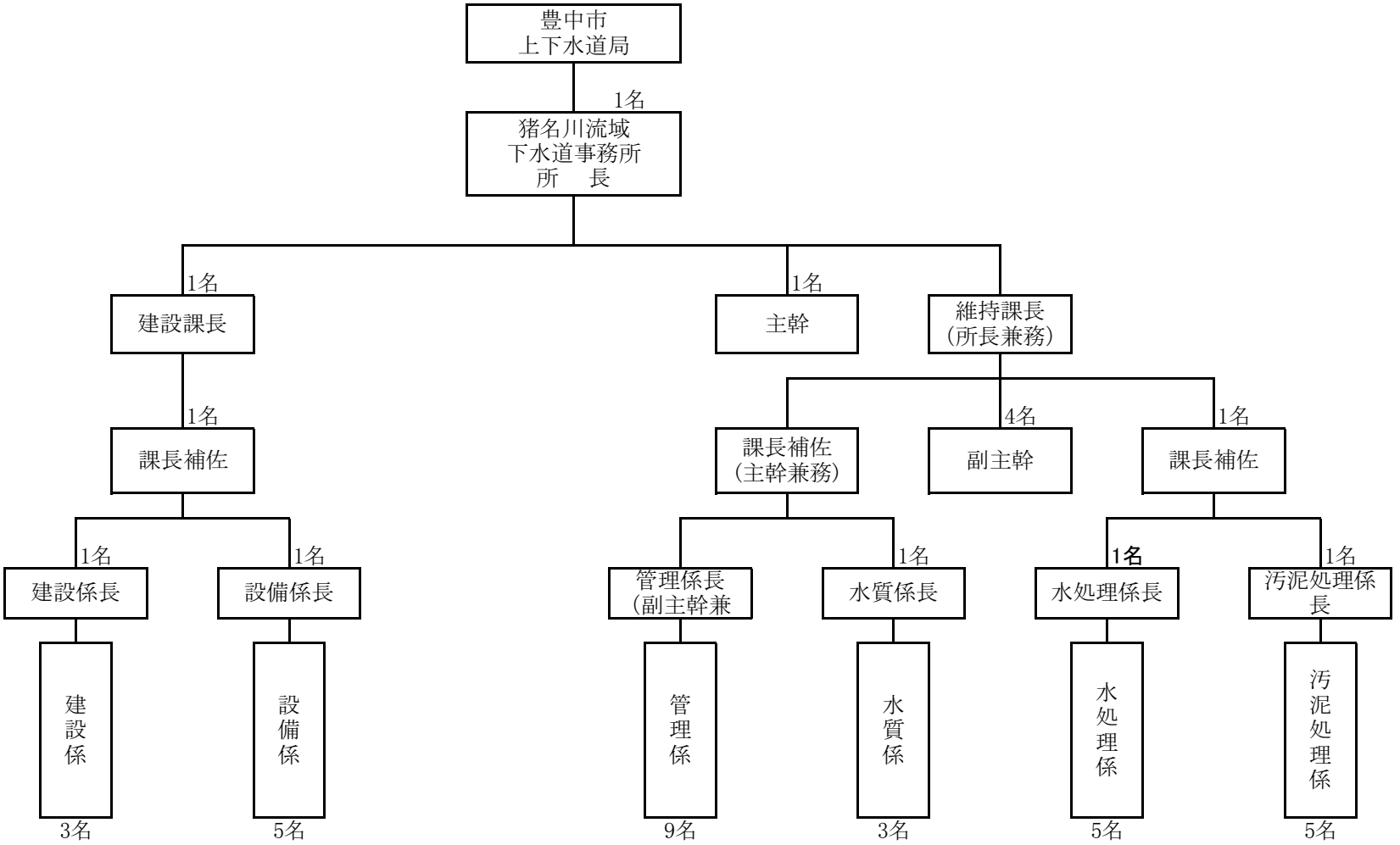
猪名川流域下水道原田処理場



（別紙3）

猪 名 川 流 域 下 水 道 事 務 所 組 織 表

（令和8年4月1日現在）



（別紙４）　　〔各部署の役割〕

部　　署	役　　割
管 理 係 水 処 理 係 汚 泥 処 理 係	・産業廃棄物の適正処理費用の算出及び委託契約（Ａ－１・Ａ－２） ・産業廃棄物搬送処分の委託料金の支払及び業者管理（Ａ－１・Ａ－２） ・マニフェストの管理（Ａ－１・Ａ－２） ・産業廃棄物の適正管理及び減量化に関する啓発 ・産業廃棄物の発生量及び排出量等の把握 ・中間処理施設の稼動状況の把握 ・各現場施設の維持管理点検整備 ・産業廃棄物に関する調書、報告書等の作成
水　質　係	・産業廃棄物の分析、測定 ・産業廃棄物取扱い現場の環境分析測定
建　設　係 設　備　係	・中間処理施設の稼動状況や問題点を把握し、減量化に向けて新規設備更新時に反映 ・産業廃棄物減量化の新技術調査研究

前　　年　　度　【令　和　７　年　度】　　実　　績

提　　出　　者						
住　　所	名　　称	担当部署	担当者名	電話番号	FAX	電子メールアドレス
産業廃棄物を排出する事業場を総括的に管理する支店等の住所	産業廃棄物を排出する事業場を総括的に管理する支店等の名称	報告担当部署の名称	報告担当者の氏名	報告担当部署の電話番号	報告担当部署のFAX番号	報告担当部署の電子メールアドレス
豊中市北桜塚4丁目11番18号	豊中市上下水道局	猪名川流域下水道事務所　維持課	西野　海吏	06-6841-1100	06-6841-3094	inagawa@suidou.city.toyonaka.osaka.jp

	産業廃棄物の種類		計　画　の　実　施　状　況																	
			①排出量	②自ら直接再生利用した量	③自己直接埋立処分又は海洋投入処分した量	④自ら中間処理した	⑤ ④のうち熱回収を行った量	⑥自ら中間処理した後の残さ量	⑦自ら中間処理により減量した量	⑧自ら中間処理した後再生利用した量	⑨自ら中間処理した自ら埋立処分又は海洋投入処分した量	⑩直接及び自ら自己処理した後の処理委託量	（⑩＝①−②−③−④＋⑥−⑧−⑨＝⑫＋⑬＋⑭＋⑮＋⑯）						②＋⑧自ら再生利用を行った量	③＋⑨自ら埋立処分又は海洋投入処分を行った量
													委　託　先　に　よ　る　区　分					⑪優良認定処理業者への処理委託量		
	コード	名　　称	(t)	(t)	(t)	(t)	(t)	(t)	(t)	(t)	(t)	(t)	⑫再生利用業者への処理委託量	⑬熱回収認定業者への処理委託量	⑭熱回収認定業者以外の熱回収業者への処理委託量	⑮その他の中間処理委託量	⑯埋立処分委託量			
	コード参照	産業廃棄物の種類	発生した産業廃棄物の種類ごとの量	①の量のうち、中間処理をせず自ら再生利用した量	①の量のうち、中間処理をせず自ら埋立処分又は海洋投入処分した量	①の量のうち、自ら中間処理した産業廃棄物の当該中間処理前の量	④の量のうち熱回収を行った量	自ら中間処理を行った後の量	④の量から⑥の量を差し引いた量	⑥の量のうち、自ら利用し、又は他人に売却した量	⑥の量のうち、自ら埋立処分及び海洋投入処分した量	中間処理及び最終処分を委託した量	⑩のうち、処理業者への再生利用委託量（⑬、⑭除く）	⑩のうち、認定熱回収施設設置者である処理業者への焼却処理委託量	⑩のうち、認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量	⑩のうち、委託して破砕等の中間処理した量（⑫〜⑭を除く）	⑩のうち、直接委託して埋立て最終処分した量	⑩のうち、優良認定処理業者への委託処理量	②の量と⑧の量を合計したもの（自動計算）	③の量と⑨の量を合計したもの（自動計算）
1	211	①下水汚泥(再資源化)処理後ばいじん	2,122,672			2,122,672	2,122,672	2,004	2,120,668			2,004	2,004					2,004	0	0
2	211	②下水汚泥(大阪)処理後ばいじん	215,540			215,540	215,540	204	215,336			204					204		0	0
3	211	③下水汚泥(尼崎)処理後ばいじん	236,519			236,519	236,519	223	236,296			223					223		0	0
4	211	④下水汚泥(再資源化)処理後燃えがら	60						0			60	60					60	0	0
5	211	⑤下水汚泥(下水沈砂)(大阪)	220						0			220					220		0	0
6	211	⑥下水汚泥(下水沈砂)	0						0			0					0		0	0
7	3111	⑦蛍光灯	0.41						0			0.41				0.41		0.41	0	0
8	600	⑧廃プラスチック	3.28						0			3.28				3.28		3.28	0	0
9									0			0							0	0
10									0			0							0	0
11									0			0							0	0
12									0			0							0	0
13									0			0							0	0
14									0			0							0	0
15									0			0							0	0
16									0			0							0	0
17									0			0							0	0
18									0			0							0	0
19									0			0							0	0
20									0			0							0	0
		合計	2,575,015	0	0	2,574,731	2,574,731	2,431	2,572,300	0	0	2,715	2,064	0	0	4	647	2,068	0	0

（注1）トン未満は原則として四捨五入。ただし、数字が有効であれば小数点以下3桁まで記載は可。

今　年　度　【令　和　８　年　度】　目　標

提　出　者						
住　所	名　称	担当部署	担当者名	電話番号	FAX	電子メールアドレス
産業廃棄物を排出する事業場を総括的に管理する支店等の住所	産業廃棄物を排出する事業場を総括的に管理する支店等の名称	報告担当部署の名称	報告担当者の氏名	報告担当部署の電話番号	報告担当部署のFAX番号	報告担当部署の電子メールアドレス
豊中市北桜塚4丁目11番18号	豊中市上下水道局	猪名川流域下水道事務所　維持課	西野　海吏	06-6841-1100	06-6841-3094	inagawa@suidou.city.toyonaka.osaka.jp

	産業廃業物の種類		計画の実施状況																	
	コード	名　称	①排出量 (t)	②自ら直接再生利用した量 (t)	③自己直接埋立処分又は海洋投入処分した量(t)	④自ら中間処理した (t)	⑤ ④のうち熱回収を行った量 (t)	⑥自ら中間処理した後の残さ量 (t)	⑦自ら中間処理により減量した量 (t)	⑧自ら中間処理した後再生利用した量 (t)	⑨自ら中間処理した自ら埋立処分又は海洋投入処分した量(t)	⑩直接及び自ら自己処理した後の処理委託量 (t)	（⑩＝①−②−③−④＋⑥−⑧−⑨＝⑫＋⑬＋⑭＋⑮＋⑯）						②＋⑧ 自ら再生利用を行った量(t)	③＋⑨ 自ら埋立処分又は海洋投入処分を行った量(t)
													委　託　先　に　よ　る　区　分					⑪優良認定処理業者への処理委託量(t)		
													⑫再生利用業者への処理委託量(t)	⑬熱回収認定業者への処理委託量(t)	⑭熱回収認定業者以外の熱回収業者への処理委託量(t)	⑮その他の中間処理委託量(t)	⑯埋立処分委託量(t)			
	コード参照	産業廃業物の種類	発生した産業廃業物の種類ごとの量	①の量のうち、中間処理をせず自ら再生利用した量	①の量のうち、中間処理をせず自ら埋立処分又は海洋投入処分した量	①の量のうち、自ら中間処理した産業廃業物の当該中間処理前の量	④の量のうち熱回収を行った量	自ら中間処理を行った後の量	④の量から⑥の量を差し引いた量	⑥の量のうち、自ら利用し、又は他人に売却した量	⑥の量のうち、自ら埋立処分及び海洋投入処分した量	中間処理及び最終処分を委託した量	⑩の量のうち、処理業者への再生利用委託量（⑬、⑭除く）	⑩の量のうち、認定熱回収施設設置者である処理業者への焼却処理委託量	⑩の量のうち、認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量	⑩の量のうち、委託して破砕等の中間処理した量（⑫〜⑭を除く）	⑩の量のうち、直接委託して埋立て最終処分した量	⑩の量のうち、優良認定処理業者への委託処理量	②の量と⑧の量を合計したもの（自動計算）	③の量と⑨の量を合計したもの（自動計算）
1	211	①下水汚泥(再資源化)処理後ばいじん	2,025,720			2,025,720	2,025,720	2,770	2,022,950			2,770	2,770					2,770	0	0
2	211	②下水汚泥(大阪)処理後ばいじん	292,523			292,523	292,523	400	292,123			400					400		0	0
3	211	③下水汚泥(尼崎)処理後ばいじん	270,584			270,584	270,584	370	270,214			370					370		0	0
4	211	④下水汚泥(再資源化)処理後燃え殻	160						0			160	160					160	0	0
5	211	⑤下水汚泥(下水沈砂)(大阪)	400						0			400					400		0	0
6	211	⑥下水汚泥(下水沈砂)	100						0			100					100		0	0
7	3111	⑦蛍光灯	0.35						0			0.35				0.35		0.35	0	0
8	600	⑧廃プラスチック	10						0			10				10		10	0	0
9									0			0							0	0
10									0			0							0	0
11									0			0							0	0
12									0			0							0	0
13									0			0							0	0
14									0			0							0	0
15									0			0							0	0
16									0			0							0	0
17									0			0							0	0
18									0			0							0	0
19									0			0							0	0
20									0			0							0	0
		合計	2,589,497	0	0	2,588,827	2,588,827	3,540	2,585,287	0	0	4,210	2,930	0	0	10	1,270	2,940	0	0

（注1）トン未満は原則として四捨五入。ただし、数字が有効であれば小数点以下3桁まで記載は可。